

第4章 小中一貫教育の授業と様々な工夫

本章では、小中一貫教育における教育課程編成上の留意点と、本県でも取組例が多く、今後実施する学校でも取り入れることが想定される、乗り入れ授業や異学年交流、児童・生徒指導上の連携等における留意点等について述べていきます。

1 教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導

(1) 学習指導要領の確認や創意工夫された教科書の活用

9年間を見通した教育課程を編成する際に必要なのは、教育課程を編成する上での大綱的基準である学習指導要領の系統性をしっかりとおさえること。

例えば、学習指導要領の各学年の目標や指導事項を、教科によっては学習指導要領解説にある系統表等を参考にしながら、一覧性のある形に整理した上で、教職員全員で各学年の児童生徒の実態を当該目標との関係で再確認することが考えられます。そして、目標に達していないと判断される場合には、その差を全教職員で認識した上で、カリキュラムや指導方法の改善点を話し合い、指導の改善・充実に生かすといった校内研修の工夫も考えられます。

また、小・中学校段階の教職員が互いの教科書を見て、系統性を確認したり、同じ内容でどのように扱いが違うのか等について学び合うような研修を行ったりすることも考えられます。

さらに、教科書における工夫を十分に読み取り、活用することによって、既習事項の定着を確認・強化しながら、より多くの児童生徒に学習内容の定着を促す指導の工夫や、発展的な理解を促す指導の工夫を9年間で一貫させていくことが考えられます。

こうした取組を学校段階を超えて充実させていく中で、全ての教員が、「当該学年の指導事項がどのように上学年の指導事項に結び付いているのか」、「当該学年の学習を行う上で、どのような基礎知識を下学年で習得しているのか」を把握し、つまずきの原因や今後予想される困難等を具体的にイメージできる状態を実現することにより、当該学年における指導を充実させるとともに、指導方法の改善意欲を高めることが期待されます。

小学校の教員は、今指導している内容が、中学校での学習にどのようにつながっていくのかを理解した上で授業を工夫改善することが大切である。また、中学校の教員は、どのような学習の過程を経て、目の前の生徒の学習状況があるのか、さらには、これら全てを受けて高等教育へつないでいくという意識を持ちながら授業を工夫改善していくことが求められる。

(2) 系統図や指導計画の作成・活用

先進事例の中には、こうした取組を一步進めて、9年間を通して、単元と単元の関係を系統図として整理するとともに、

- ・ 複数の学年で繰り返し指導するポイント
- ・ 各種学力調査の正答率
- ・ 重点的に指導する単元
- ・ 他教科等との関係

などを明示している例があります。

さらに、これらを活用して、次のような指導の工夫を行っている例もあります。

- ・ 乗り入れ授業を効果的に取り入れる。
- ・ 上学年を見通して、つまずきを速やかに解消する指導や下学年の既習事項を意識した指導を充実させる。
- ・ 重点的に指導する單元には、時数を多めに配当する。

また、全学年における全ての單元ごとに、目標やねらい、学習内容、既習事項との関係、言語活動の位置付け、家庭学習の課題等を整理した「指導計画」を毎年度編集し、児童生徒や保護者と共有した上で、見通しを持った継続的な指導や学習支援に役立てている事例もあります。

なお、系統図については、作成したものを継続的に十分な活用を図るために、例えば、

- ・ 学校評価や授業評価、研究授業の評価の視点等に系統図の活用状況を位置付ける。
- ・ 週案・指導案の様式を作る際に、下学年の既習事項を書き入れる欄をあらかじめ設けて、全ての教職員が系統図を活用し、系統性を意識しやすくする。

といった工夫などを通じて、学校全体の取組の中にその活用を位置付けることも考えられます。

(3) 下学年の既習事項の復習

小中一貫教育においては、教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導を進める中で、児童生徒が繰り返し学習していく機会を充実させていくことが期待されます。

具体的には、次のようなことについて、義務教育9年間を見通して取り組むことが考えられます。

- ・ 授業冒頭に既習事項の確認を行ったり、新たな單元に入る前の数日間を使い、既習事項を家庭学習の課題として出したりするなどして、児童生徒の学習に向けた準備を進める。
- ・ 基礎的な既習事項全体を評価するテスト等を定期的に行い、一人一人の児童生徒がどこからつまづいているかを可視化した上で指導に生かす。
- ・ いわゆる「帯時間」を設けて、重要な学習事項を反復させたり、既習事項を短時間で確認したりする。
- ・ 6年生の年度末に中学校教員が作成したテストを実施することにより、中学校入学時又は義務教育学校後期課程進級時の学級編制やきめ細かな指導に活用したり、小学校段階と中学校段階の間の春季休業などを活用したりするなどして希望者を対象とした既習事項の補習を行う。

教科書においても、1年間の学習内容を見通したり、既習事項をいつでも振り返ったりすることができるように学習内容と既習事項とのつながりを体系的にまとめたり、関連する既習事項を参照できるようにしたりするなどの工夫がされているので、日常的な補充指導に活用するとともに、章末や巻末に記載されているまとめの問題に取り組む時間を設けることも考えられます。

また、本県で実施している「とちぎっ子学力学習状況調査」の調査問題やパワーアップシート、フォローアップシート等を当該学年以外でも効果的に活用することで、既習事項の定着の確認を図ることもできます。

さらに、校内ネットワーク上に指導者用「デジタル教科書」をおき、本時の学習内容に関連した下学年の教科書該当ページを見せるなど、ICT機器を活用して系統性や連続性を子どもたちに理解させる工夫をしている学校もあります。こうした取組を1年を通じて行い、その成果と課題を踏まえて、次年度の指導計画に生かすことも考えられます。

(4) 知識と知識を関連付けた指導の充実

小学校高学年から中学校にかけては、学習内容も高度になり、量も増えてくる時期です。このような中で、単純な反復だけでなく、これまでに学んだ知識と知識を関連付け、因果関係、包含関係などを考えながら理解させる指導を行うことが重要です。しかし、こうした学習方法への移行は必ずしも明示的に指導されていないため、学習効果が上がらない児童生徒や、学習意欲を失ってしまう児童生徒がいることも確かです。

こうしたことを踏まえ、小中一貫教育に取り組む学校においては、例えば、教科等を横断する内容を含め、知識相互間の関連付けを行わせるための「指示や説明、発問」、「板書の構成やノート指導」、「授業の前後で関連の既習事項を家庭学習の課題に出すこと」などの指導の工夫について、ワークショップ型の研修等を通じて教職員間で共有し、優れた実践を学校の共通実践として義務教育9年間のカリキュラムに位置付けていくことも考えられます。

特に、小学校段階と中学校段階をまたがる教科を超えた学習内容のつながりについては、通常の小学校、中学校では十分意識されていないこともあり得るため、小中一貫教育を行う学校では、その点を意識して、効果的な指導を行うことが容易になると考えられます。

2 教育課程の特例の活用（小中一貫教科等の設定、指導内容の入替え・移行）

(1) 制度の概要

小中一貫教育の核として、教科等の系統性・連続性の十分な理解の上に、教育課程の特例を活用して、他の学校にはない新たな教科等を設けたり、教科等の内容項目を見直したりすることも選択肢の一つです。

現在でも、文部科学省の指定を受けることにより、特別の教育課程の編成を行うことが可能ですが、義務教育学校や小中一貫教育を行う小・中学校においては、

- ・ 学習指導要領に示された内容項目を網羅すること
- ・ 児童生徒の発達の段階や各教科等の系統性・体系性に配慮すること
- ・ 保護者の経済的負担への配慮、その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること

などを前提とした上で、小中一貫教育の長所をより生かす観点から、設置者の判断で、以下のような教育課程特例の活用が可能となっています。

【小中一貫教科等の設定】

- ・ 小中一貫教育の軸となる独自教科等（小中一貫教科等）の実施
- ・ 小中一貫教科等による他の各教科等の代替
- ・ 小中一貫教科等の授業時数による他の各教科等の授業時数の代替

【指導内容の入替え・移行】（※連携型小・中学校の場合は、設置者の判断ではできない）

- ・ 小学校段階及び中学校段階における各教科等の内容のうち相互に関連するもの入替え
- ・ 小学校段階の指導内容の中学校への後送り移行
- ・ 中学校段階の指導内容の小学校への前倒し移行
- ・ 小学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行
- ・ 中学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行

(2) 小中一貫教科等の設定

小中一貫教科等の設定の意義は次のように整理できます。

- ・ 小中一貫教育の核を作ることができる。
- ・ 既存の学習指導要領や検定教科書によらないことから、各教職員が構想を持ち寄り、率直に協議をしながらカリキュラムを作成する過程で、小・中学校の教職員がともに成長することが見込める。(ただし、学習指導要領に示された内容項目を網羅する必要がある。)
- ・ 新たな教科を、小・中学校段階の教職員の一体化や地域と学校との協働関係の核とすることができる。
- ・ 地方創生の観点から、当該地域の教育の特色化により、地域の活性化を担う人材を育成したり、当該地域自体の魅力化を図ったりすることができる。
- ・ 小中一貫教育の導入に際して学校統廃合が伴う場合は、統合対象地域の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を総合的に学習する教科等の設定を行うことにより、統合校を核として旧通学地域の間になら新たな絆を作るような効果が期待できる。

これまでの取組では、小中一貫教科等を設定して行う取組として、小学校における外国語教育の導入や、地域学習に関する取組が多くを占めている一方、言語能力の向上に焦点を当てた取組、キャリア教育に関する取組、情報活用能力の育成に関する取組、環境教育に関する取組、姉妹都市との交流を柱に据えた異文化理解に関する取組なども見られます。

(3) 指導内容の入替え・移行

指導内容の入替え・移行については、新教科等の創設と比較すると先行事例は少ないものの、全国的には、次のような取組がこれまでになされています。

- ・ 9年間を通じた基礎学力保障の取組を強化する一環として、思考力の根幹をなす理解語彙・表現語彙を拡充する観点から、9年間の系統性を踏まえつつ、漢字を習得する時期を早め、習得漢字数を増やす。
- ・ 小学校1年生からの基礎学力保障や学習内容の定着を重視した取組を行うことと併せて、中学校数学科で指導している負の数の指導を小学校高学年に移行する。

今後、各学校の実態を踏まえた上で、様々な工夫が行われていくことが想定されますが、転出入する児童生徒への負担を考慮すると、内容は慎重に検討する必要があります。

(4) 特例実施を検討する際の視点

これらの特例的な教育課程の編成には一定の労力を伴うことから、検討を行う際に教育活動に支障が生じないようにすることが重要であり、十分な検討体制や支援体制を整備する必要があります。

なお、特に独自の教科を設定する場合には、「制度の概要」で述べた前提条件以外にも、例えば次のような点に留意する必要があります。

- ・ 独自の教科の設定は、手段であってそれ自体が目的ではないこと。
- ・ 別の教科等から内容と時間を振り替えることになるため、相応の効果が見込める場合に創設することが基本であること。
- ・ 教職員の負担や円滑な導入にも配慮し、必要に応じて移行期間を設けることも考えられること。

3 教科等を横断した学習指導に関する工夫

効果的な学習指導を行うためには、それぞれの教科等の系統性・連続性を踏まえるとともに、授業での指導の流れなど各教科等にまたがる指導方法等についても、学校全体で、発達の段階を踏まえた一定の方針を持ち、発展的な指導を行うことが重要です。

特に、小中一貫教育に取り組む学校では、9年間を見通した連続性や発展性を持った指導方法等を学校組織として共有することにより、指導の効果が上がると考えられます。

4 乗り入れ指導の工夫

本県で小中一貫教育に取り組む学校において、第2章で示した通り、約6割の学校で乗り入れ指導が行われています。

中学校教員が小学校で指導を行うとともに小学校教員が中学校で指導を行う、いわゆる「相互乗り入れ指導」は、小中一貫教育における象徴的な取組の一つともいえます。小・中学校の教職員が連携・協働して指導の改善に取り組む姿は、視覚的にも分かりやすく、保護者の小中一貫教育に関する理解を深め、積極的な協力関係を構築する上でも効果が期待できます。

乗り入れ指導においては、授業の空き時間が比較的小学校より多い中学校の教員側からの乗り入れが多くなる傾向が見られますが、それらが過度なものとならないよう配慮が必要です。

(1) 乗り入れ指導の主なメリット

- ・ 教職員同士のつながりが強くなることにより、各種の研究協議や情報交換の密度が高くなり、児童生徒理解が深まったり、学習指導・生徒指導の改善につながりやすくなったりする。
- ・ 学級の枠、学年の枠、学校種の枠にとどまらず、9年間を見据え、中学校卒業時点の望ましい姿をイメージしながら教育活動を行う意識が高まる。
- ・ 実際に小・中学校の教職員が協働した指導を継続して行う中で、9年間を一貫した取組の必要性が一層認識され、更なる取組の充実が期待できる。
- ・ 中学校の教職員が小学校段階での指導に関わることにより、児童の中学校への進学に対する不安が一定程度解消される。
- ・ 興味・関心が多様化する思春期前期において、中学校教員も含めた様々な教職員が指導に関わることにより、子どもたちのよさを多面的に評価したり、資質や能力を伸ばしたりすることができる。
- ・ 小学校教員が中学校での指導に関わることによって、中学校での指導の充実につながるとともに、教えた子どもがどのように育っているかを意識しながら小学校の指導に当たる意識が高まる。
- ・ 学校段階間のギャップを緩和又は解消することができる。

(2) 主な具体的な指導の改善による効果

- ・ 中学校の専門性を生かした指導を取り入れることにより、小学校での発展的な指導が充実する。習熟度別指導の中で発展的な内容を取り扱うグループを中学校教員が担当することで、個に応じた指導の充実が期待できる。
- ・ 互いの学校段階における指導技術を一部取り入れることにより、それぞれの授業がより分かりやすくなったり、補足的な指導が充実したりする。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立ち、小学校の教員と中学校の教員がティーム・ティーチングによる授業を行うことにより、授業改善が推進される。

- ・ 中学校の教員が教科の専門性を生かして小学校の総合的な学習の時間に参画することにより、小学校の授業の質が高まるとともに、教科担任制の下でやや取組が弱いとも指摘される中学校段階での総合的な学習の時間の充実につながる。
- ・ 中学校の教職員が小学校に乗り入れ、チームで行う中学校の効果的な生徒指導の手法を小学校に一部取り入れることが可能となり、問題行動等の早期発見・早期解決が図られ、中学校での問題行動等を抑止する効果が期待できる。
- ・ 小学校の指導と中学校の指導の両方の経験を有する教員が増えていくことにより、教科等の系統性に対する理解が深まる。また、児童生徒が学習でつまずきやすいところを経験的に学ぶことができ、9年間を見通した教科指導が充実する。

(3) 小・中学校それぞれの教員の役割を工夫した例

- ・ 中学校教諭の免許状を有する小学校又は義務教育学校6年生の担任が、教えた子どもたちの卒業とともに進学先の中学校に異動又は義務教育学校後期課程に移籍し、所持している免許状の教科を指導する。
- ・ 中学校教員が小学校段階において、習熟度別のコースを分担して指導に当たるとともに、小学校教員も中学校段階の習熟度別コースにおいて、中学校教諭の免許状を持った教員と連携しながら、小学校段階の未習得事項にさかのぼって指導に当たるコースを担当する。
- ・ 小学校教員が中学校に乗り入れて、中学校段階でつまずきかけている子どもたちに焦点を絞って、授業以外の時間に補充的な指導を行ったり、学習相談に応じたりする。
- ・ 中学校の長期休業日の補充授業に小学校の教員が参加して指導したり、単元導入時に小学校教員が既習事項のおさらいをしたりする。

これらの例は、学力定着に課題のある児童生徒に対して、小学校段階の実態を把握している小学校の教員と中学校の教員が連携しやすいという小中一貫教育のメリットを生かして、協力して9年間を通じた学び直しの機会を充実させることが期待できます。

小学校の教員が関わりやすい乗り入れ指導の形態としては、学校段階を超えた異学年交流の指導が挙げられます。例えば、外国語科、国語科、音楽科、総合的な学習の時間などの授業の中に、中学校の生徒は学んだことの発表の場として、小学校の児童は学習への意欲付けとして位置付けた合同授業を組み、両方の学校段階の教員がティーム・ティーチングで行う例も見られます。

(4) 施設分離型における工夫

併設型小中一貫教育を行う小・中学校では、施設分離型である場合が多く、小学校と中学校の校舎の間が離れば離れるだけ、児童生徒や教職員の交流が難しいという現状があります。また、一つの中学校に複数の小学校から進学する場合や、一つの小学校から複数の中学校に進学するといった場合も、交流を難しくさせる原因の一つといえます。

乗り入れ指導そのものが目的ではないことから、教職員の配置状況やその他の事項との優先順位も踏まえた上で、無理なく進めていくことが重要となります。

全国の先進事例では、一週間のうちで曜日を決めて、複数の小学校の6年生が中学校に登校し、中学校で外国語活動の授業を受けるという取組を行っている例があります。この場合、物理的に中学校校舎に児童がいるため、中学校教員が移動せずに指導に当たることができる上、小学校の児童同士の交流を常態化できるというメリットがあります。

また、教科を特定していくことによって、焦点化した取組にすることは、時間割調整なども加味した場合、施設分離型においては現実的な選択肢になる可能性があります。

本県でも、中学校2年生が職場体験学習を行っている時に、空いた教室を利用して、学区内の小学校6年生が中学校に登校し、小・中学校教員及びALTによる外国語活動の授業を行うという工夫をした実践事例があります。

こうした取組は、小学校の児童が中学校という場において、学習活動を通して知り合うことができるため、中学校入学時の人間関係の変化を緩和する意味でも大きな効果が期待できます。

(5) 後補充の体制整備

相互乗り入れ指導を行うためには、教職員が他校へ移動し、乗り入れ指導を実施する時間について、校内で後補充の体制を整えておくことが必要になります。

施設分離型の場合や複数の小学校が含まれている小中一貫型小・中学校においては、移動時間が長くなったり、複数校を訪問しなければならなかったりする分、校内支援体制が整えにくいという課題があります。

乗り入れ指導を無理なく行うためには、例えば、

- ・ 乗り入れを行う学年段階において45分授業又は50分授業に統一する。
- ・ 1時間目と3時間目と5時間目など、いくつかの時限の始まりをそろえる。
- ・ 乗り入れ指導をする曜日と時間をあらかじめ設定しておき、行事を極力入れないこととする。

など、様々な工夫が必要になります。本県でも、二つ目の例のような工夫をしている学校があります。こうした時程の整理は、乗り入れ指導のみならず、小中一貫教育の特色を生かして学校段階を超えた異学年交流を日常的に行う上でも不可欠と言えます。

(6) 所有免許状による制約に関する考え方

義務教育学校の教員については、小学校及び中学校の教諭の免許状の併有を原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるものとされています。

小中一貫型小・中学校の場合は、法律上は独立した小学校と中学校という扱いですので、教員もそれぞれの学校種の免許状を持ってそれぞれの学校に配置されることとなります。

各市町教育委員会、各学校においては、漠然と免許状の併有のみを課題と考えるのではなく、児童生徒の課題を踏まえて小中一貫教育において取り組みたい内容を具体的にイメージした上で、免許状の保有状況が障害となるか否かを個別に検討することが实际的であると考えられます。

乗り入れ指導や教科担任制の導入の実際を考えた場合、小学校と中学校の免許状を併有していても取り組めることはあります。

中学校の免許状のみを持っている場合、小学校（義務教育学校の前期課程）において可能なことの例

- ・ 所有免許教科の専科指導に当たること
- ・ 総合的な学習の時間で所有免許教科に関わる指導に当たること
- ・ 特別の教科 道徳、特別活動を担当すること
- ・ ティーム・ティーチングにおけるT2として、所有免許状以外の教科の指導に携わること

小学校の免許状のみを持っている場合、中学校（義務教育学校の後期課程）において可能なことの例

- ・ 全教科の習熟度別指導の1グループを担当すること
- ・ 全教科のティーム・ティーチングにおけるT2として指導に携わること

5 異学年交流による工夫

本県のみならず、全国的にも、小中一貫教育を行う学校では、様々な異学年交流が活発に行われています。各学校の特色を生かした様々な取組が行われていますので、ここでは主なものについての留意点等を示したいと思います。

(1) 異学年交流の実施上の留意点等

異学年交流を実施する際は、どのようなねらいに焦点を当てるか、目指すねらいの達成に向けてどのような活動をどの学年や集団において行うことが最も効果的かなどを検討し、交流活動の内容や交流範囲を決めること。

【 異学年交流の効果の例 】

- ・ 家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっている中で、異学年交流によって社会性（思いやりの心、コミュニケーション能力等）やリーダーシップを育成することができる。
- ・ 異学年で学ぶことが、新しい気付きや既習事項の振り返り、学習意欲の向上につながる。
- ・ 児童の中学校生活に対する不安感の軽減により、小学校から中学校への移行がスムーズに行われ、学校段階間のギャップの解消につながる。
- ・ 単独の小学校及び中学校では確保できない、十分な集団規模を確保して教育活動を行うことができる。
- ・ 人間関係が固定化してしまうことによる悪影響を抑え、多様な人間関係を構築できる。
- ・ 異校種の教職員が必然的に連携し理解し合わなければならない場面が増え、協力関係が構築される。

【 異学年交流を実際に行った場合の成果の例 】

- ・ 友達や下級生に優しくできる児童生徒が増えた。
- ・ 相手の気持ちをよく考えて付き合おうとする児童生徒が増えた。
- ・ 中学生の責任感や自己肯定感が高まり、学校全体が落ち着いた。

(2) 交流の組合せや範囲

異学年交流のねらいは前述のようにいくつかありますが、例えば、上級生の自己肯定感を高めることをねらいとする場合においては、隣接学年で組み合わせることは避けることとするなど、学年間の逆転が起こらないようにするという配慮が必要です。

例えば、交流活動を小学校6年生と中学校1年生とで行うこととすると、6年生に能力の高い児童がいた場合に、中学校1年生の生徒の自己肯定感の向上につながらない活動となってしまうことが考えられます。

活動内容についても、上級生が下級生より優れた面が出せる活動とすることが考えられます。上級生がリーダーシップを発揮することができ、下級生が上級生に対して憧れを持つような組合せや活動となるよう工夫することが重要です。

交流の範囲については、子どもの成長につながる十分な関わりを持つことができる範囲を設定することが重要です。

例えば、特定の学年同士をペア学年とし、交流する対象を絞ったり、進級した場合にもペア学年の組合せを変えずに継続させたりすることで、長期的な人間関係を構築することも考えられます。

(3) 交流の事前・事後指導

上級生と下級生のそれぞれにとっての活動の意義を明確にしておくことは重要です。事前指導では、必要ならば上級生に「リーダーとしての動き方」を指導しておくことで、自信を持って活動に臨ませることができます。また、下級生に対しては、上級生のよいところを見つけようとする視点を事前に指導することで、「あんな中学生になりたい」という憧れの気持ちをより強く持たせることができるようになります。

また、特に、上級生にはリーダーとしての明確な役割がありますが、下級生が受け身にならないような工夫も必要です。

交流活動の中で、上級生が活躍できるようにするだけでなく、下級生にも自分自身で判断したり行動したりする場面を適度に入れるなど、役割が与えられるような交流活動とする必要があります。

なお、異学年交流の活動の内容について、交流活動のねらいや活動を通してどのような力を付けたいかを明確に意識し、活動を子どもに考えさせる場合においても、丁寧な指導を通じて、ねらいに沿った活動とすることが必要です。

活動後に、交流時のお互いの気持ちを伝え合ったり、振り返ったりすることは、交流活動の目標を達成するために効果的であるとともに、人と関わることについてのよさを実感することにもつながります。

(4) 交流の評価

自己肯定感や学習意欲の向上などについて子どもにアンケートで聞いて数値化したり、教職員や保護者が成長を実感しているかどうかを調べて可視化することなどを通じて、保護者や地域住民にとっても分かりやすく、教職員も成果や課題を実感しやすい評価を行うことが重要です。

(5) 教科等における共同学習

異学年交流の実際的な取組としては、各教科や特別の教科 道徳、総合的な学習の時間等における共同学習のほか、学校行事等における交流活動が挙げられます。

各教科や特別の教科 道徳、総合的な学習の時間等における共同学習の取組として、次のようなものが考えられます。

- ・ 小学校と中学校における合同の外国語の授業
- ・ 小中一貫教育の独自教科における合同の体験・調査活動、合同発表会
- ・ 総合的な学習の時間における共通のテーマによる学習
- ・ 中学校の生徒が行う職場体験報告会への小学校の児童の参加
- ・ テレビ会議システム等を使った共同学習

(6) カリキュラム上の工夫や位置付け

異学年による共同学習を、一過性の取組ではなく、子どもの成長につながる取組とするためには、それぞれの教科等の学習の中に、その学習を深めたり学習成果を表現したりする活動として位置付けること。

そのための工夫として、例えば、既存の単元を少し見直したり、総合的な学習の時間の単元構成を作り直したりすることにより、双方の学年のカリキュラム上の単元をそろえることが考えられます。

特に、小学校と中学校の同じような内容の中で、「小学生の学習のステップアップに中学生の学びのまとめを見せる」ことや、「同じテーマで学習するものについて、中学生がリーダーとなって一緒に活動する」ことは実施しやすい取組と考えられます。

例えば、小学校の総合的な学習の時間において、どのような職業があるか調査する学習を行う場合、実際に調査を行う前に、中学校の総合的な学習の時間において同様の調査を行った中学生が小学生に対して調査のまとめを発表するなど、小学生と中学生の交流する場を設ける取組などが考えられます。その他、各教科の中で小・中学校の両方で学習している内容について、小学生と中学生が学習する時期をそろえ、より効果的な学習を創り出すことも考えられます。

また、共同学習を学校全体のカリキュラムの中に位置付けることにより、取組を着実に実施するとともに、その後の改善にもつなげることが大切です。共同学習に対する教職員間の理解を深めることで、高い成果を上げることが期待できます。



(7) 異学年交流を行う時間の確保

異学年交流を行う時間を確保するための工夫としては、例えば、

- ・ 交流授業をする曜日と時間をあらかじめ設定しておき、行事を極力入れないこととする。
- ・ 朝や昼休みの時間を交流活動の時間として設定する。
- ・ 交流を行う学年段階において45分授業又は50分授業に統一する。
- ・ 1時間目と3時間目と5時間目など、いくつかの時限の始まりをそろえる。

といった工夫が考えられます。これは、異学年交流のみならず、小中一貫教育の特色を生かした学校段階を超えた乗り入れ指導を日常的に行う上でも有効だと言えます。

時間を確保するための日程調整の負担を軽減するため、あらかじめ当該市教育委員会、小学校校長会、中学校校長会等で協議し、当該市全域で一斉に交流する日を設定している例もあります。

県内でも、小学校6年生が中学校訪問などを行う際、一つの小学校から複数の中学校に進学する機会が多いという実情から、全市一斉で同じ日に訪問日を設定している例があります。

6 特別活動等における交流活動

本県では、小中一貫教育だけでなく、小中連携の取組としても、特別活動等において異学年交流を行っている学校は多くあります。

特別活動等における異学年交流の取組としては、例えば、次のようなものが考えられます。

- ・ 地域清掃やあいさつ運動など、小・中学校段階を通じた縦割りの活動
- ・ 小中合同での運動会や体育大会
- ・ 小中合同での文化祭・学習発表会・合唱コンクール
- ・ 小中合同での児童会・生徒会活動の実施
- ・ 小学校高学年からの部活動への参加
- ・ 中学生の小学校のクラブ活動への参加

異学年の交流活動を組み入れる際、「特別活動」を柱とした交流は比較的行いやすいものと思われる。特別活動には、学級活動のように主に学級集団を単位とするものと、児童会・生徒会活動やクラブ活動、学校行事のように、学級や学年の枠を超えて組織される集団を単位とするものがあります。

特別活動は、望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員として必要な態度、能力を養うことが目標とされています。小・中学校段階の枠を超えた異学年交流は、こういった望ましい集団活動として、特別活動の中で行われるのにふさわしい活動です。

小中一貫教育に取り組む学校では、運動会や文化祭といった学校行事を小中合同で行う取組が多く見られます。

運動会・体育祭では、地域と一体になって取り組む事例も見られます。合同開催ではなくとも、小学校の運動会に、中学生がボランティアとして係活動を行うなど、工夫した例も見られます。

また、行事の運営に当たり、小学校高学年から中学生までの児童生徒が一緒に実行委員会を担うようなケースも見られます。小学生にとっては自治力が高まり、中学生にとっては幅広い学年をまとめる力を発揮する機会となることが期待されます。

学校行事以外の異学年交流として、例えば、「あいさつ運動」などは県内でも実践の例があります。小学校の児童会と中学校の生徒会と一緒に通学路に立ち、合同で「あいさつ運動」を行ったり、朝の時間を利用して中学生が小学校の校舎に来校し、挨拶の意義や手本を示して、一緒に練習を行ったりする取組などがみられます。

このような学校行事など特別活動等の中で交流活動を行うことは着手しやすく、また保護者や地域住民に対するアピールにもなりやすい取組ですが、何でも一緒にやろうとすることにより、小・中学生らしさが失われてしまわないように留意することが必要です。

子どもの成長の糧とするには、どの行事等を合同で行い、どのような配慮が必要かをしっかり検討することが重要である。

また、各種行事が単なるイベント的なものにならないよう、きちんと教育課程に位置付け、目的や内容をよく吟味することが必要である。

7 児童・生徒指導に関する工夫

小学校段階と中学校段階での児童・生徒指導において、規範意識を育む取組には、大きな差があり、保護者や児童生徒とのトラブル発生の原因や、学校段階間のギャップが生じる原因の一つになっているとの指摘もあります。学校に確固たる方針があれば、教職員間で足並みをそろえることができ、指導の徹底につながるとともに、保護者との信頼関係の強化にも効果が期待できます。

小中一貫教育を行う学校においては、学習活動を効果的・効率的に実施するとともに、児童生徒が安心して学べる集団づくりを学年段階・学校段階を超えて安定的に確保できるよう、本県で推進している「学業指導」の充実に努めながら、発達の段階に配慮しつつ、9年間を見通した学習規律・生活規律を設定することが期待されます。

具体的な例

【授業前後】

教室移動の際のルール、着替え、チャイム着席・机上の準備、
授業開始時・授業終了時の挨拶 等

【授業中】

正しい姿勢、起立・着座の仕方、やむを得ず離席する場合のルール、
忘れ物の申し出のタイミング・方法、話の聴き方、挙手の方法、級友の名前の呼び方、
指名されたときの返事、机上の用具の置き方、ノートの取り方、私語の禁止 等

【持ち物】

机上に置いてよい持ち物、使用を許可する文房具、学校に持ってきてよい物、
用具への記名 等

【教育環境整備など】

掲示物の内容・掲示場所、清掃の方法・徹底の度合い、ロッカーや机の使い方、
机のフックの使い方、靴箱の使い方、傘の立て方、給食の支度・片付け 等

比較的ルールの厳しい中学校の規則等を、小学校段階から押し付けたり、中学校への進学に際し、きつく指導したりすることのないよう留意することが必要である。

8 区切りの節目を活用して成長を促す取組

(1) 取り組むに当たって

小中一貫教育に取り組む学校では、学年段階を4-3-2や5-4など、意図的に区切っている場合も多くあります。

その中で、小学校段階と中学校段階の間に意図的に移行期を設けている学校では、各段階の節目を活用して、児童生徒に発達の自覚を促すための儀式的行事を行っている例もあります。

各学校では創意工夫を生かして様々な取組が行われていますが、おおむね、何らかの形でこれまでの学びを振り返り、将来の目標を設定したり、次の区切りでの活動への意欲を高めたりするといったねらいが設定されていることが多いようです。

本県では、4-3-2の学年段階の区切りを設けている学校において、4年生のリーダーシップを育てる観点から、集会時に下学年の整列の面倒を見るなどの取組を行っている事例があります。

このような取組は、児童生徒一人一人の社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むというキャリア教育の視点からも意義が大きいと考えられます。

(2) 取り組む際の留意点

これから区切りの行事を構想しようとする場合の留意事項としては、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ・ 先行事例を研究しつつも、目の前の子どもたちの課題を踏まえた上で、創意工夫を生かして考えるべきであること。その際、小中一貫教育の教育課程全体における位置付けやねらいを明確にして取り組むこと。
- ・ 行事は単体で機能するものではないため、当該区切りの教育課程全体の中での系統性への配慮や、事前事後の指導、例えば制服やかばんといった服装面での取組、フロアの区切りの工夫など、他の様々な取組と相乗効果を生み出すように設計する必要があること。
- ・ 区切りに沿って機械的に教育活動を整理するのではなく「小学校段階と中学校段階の間の段差が適切にデザインされているか」という視点で、全体として最適な教育活動を考えていくこと。

なお、6-3以外の学年段階の区切りを意識させる儀式的行事を行いつつも、小学校卒業式・前期課程修了式や中学校入学式・後期課程進学式などを行っている例も多数見られます。

これらの行事については保護者から存続を望む声も大きい一方、行事の精選という観点では課題がある場合もあります。区切りの行事と整理統合する際は、丁寧な説明を行い理解を求めることが必要です。

ここまで、様々な取組の例を紹介したが、いずれにも共通することは、一過性のものにせず、PDCAサイクルを回し、カリキュラム・マネジメントを働かせることで絶えず検証を繰り返し、児童生徒にとってより効果のある取組としていくことが重要である。同時に、関わる教職員全てが協力体制の下、同一步調で取り組むことが強く求められる。